**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県盛岡市本町通一丁目一四三番地、最後の住所岩手県盛岡市本町通一丁目一〇番二七号　被相続人　亡　宮　八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

岩手県盛岡市清水町二番二三―五〇二号　事務所　岩手県盛岡市内丸一六番一五号　相続財産管理人　利府　千春

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県塩竈市西町四六番地、最後の住所宮城県塩竈市新浜町二丁目九番一号　被相続人　亡　大友　徳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

仙台市青葉区一番町二丁目一〇番二六号旭コーポラス一番町一二〇三しんせい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山村　邦夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県南房総市富浦町原岡三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長谷川友一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県白山市美川和波町北一三〇番地、最後の住所石川県白山市美川和波町北一三七番地三七　被相続人　亡　小川　淨一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

石川県金沢市尾張町一丁目七番一号　相続財産管理人　弁護士　山﨑　利男

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一五五五二番地、最後の住所長野県松本市浅間温泉三丁目一九番二三号　被相続人　亡　清水　敏充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

長野県松本市野溝東一丁目三番八号　相続財産管理人　村田　健二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県尼崎市東難波町五丁目五番、最後の住所兵庫県尼崎市下坂部三丁目二番四〇号あまの里　被相続人　亡　山本ヤス子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

大阪市北区天神橋三丁目三番三号南森町イシカワビル四階　相続財産管理人　弁護士　三浦　直樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県廿日市市可愛七番一四号　相続財産管理人　市村　徳子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県萩市大字椿東三〇六一番地、最後の住所北九州市門司区葛葉二丁目四番二三号　被相続人　亡　嶝野ツルヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

北九州市小倉北区京町二丁目七番七号ＯＮＯビル五階　相続財産管理人　渡辺　晶子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍佐賀県伊万里市松浦町桃川五一一五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松尾　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

佐賀県伊万里市立花町一五四二番地四九　相続財産管理人　渕上　博徳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大分県宇佐市大字長洲二八八番地、最後の住所大分県宇佐市大字上田一七一八番地　被相続人　亡　都留　暢彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月四日

大分県宇佐市安心院町下毛二〇六〇番地の四　相続財産管理人　司法書士　恵良　安大

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年三月四日

一、墳墓等所在地　大阪府泉佐野市中庄三昧前口一〇一二番地

一、墳墓等の名称　中庄大光寺管理墓地　A地区（A矢倉家、E唐池家）、B地区（R形部家）、その他不詳A地区（B、C、D）・B地区（F、G、H、J、K、L、M、N、O、P）

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府泉佐野市中庄二二二番地　大光寺住職　原　聖玄、大光寺檀家総代代表　吉田順三郎、北野　三蔵

連絡先　大阪府泉佐野市中庄一六三番地　吉田順三郎　電話〇七二―四六二―〇三九四

## 第51期決算公告

平成23年3月4日

大阪市北区大淀北一丁目６番110号
**中央海陸運輸株式会社**
代表取締役　香川　和彦

**貸借対照表の要旨**
（平成22年４月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 59,275 | 流動負債 | 25,814 |
| 固定資産 | 105,296 | 固定負債 | 157,725 |
| 有形固定資産 | 93,356 | **負債合計** | **183,539** |
| 無形固定資産 | 291 | 株主資本 | △ 18,615 |
| 投資その他の資産 | 11,649 | 資本金 | 47,000 |
| 繰延資産 | 353 | 利益剰余金 | △ 65,615 |
| | | その他利益剰余金 | △ 65,615 |
| | | （うち当期純損失） | （5,010） |
| | | **純資産合計** | △ 18,615 |
| **資産合計** | 164,924 | **負債・純資産合計** | 164,924 |

（注）平成22年12月１日、当社に対する金銭債権の現物出資により資本金が20,000千円増加し、併せて流動負債が20,000千円減少しています。